標柱十四号から一五三度〇二分五二秒　四〇・四四八メートルの地点　十五号
標柱十五号から一七〇度二四分五一秒　四二・八四〇メートルの地点　十六号
標柱十六号から一七一度四七分三七秒　一二一・二八二メートルの地点　十七号
標柱十七号から一三一度五四分三七秒　八二・四一八メートルの地点　十八号
標柱十八号から一一度一一分一八秒　一〇三・五八一メートルの地点　十九号
標柱十九号から一四六度〇七分三八秒　五六・五四八メートルの地点　二十号
標柱二十号から一七二度〇八分二五秒　五一・八九四メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一四三度四七分二三秒　八六・三八〇メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一五四度一三分三四秒　一五二・四八八メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から一三九度四五分四六秒　三八・〇一四メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から一七二度二二分五九秒　三六・七二一メートルの地点　二十五号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鹿塩川及び塩川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

長野県下伊那郡大鹿村大字鹿塩五六番イ内四等三角点河合北を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二度三四分五七秒　四五八・四二三メートルの地点　一号
標柱一号から三七度二七分二三秒　一四六・八四五メートルの地点　二号
標柱二号から一〇〇度一八分三八秒　一〇九・九五八メートルの地点　三号
標柱三号から七七度三三分五六秒　五九・六一一メートルの地点　四号
標柱四号から八五度〇九分二三秒　七二・四七〇メートルの地点　五号
標柱五号から八八度四三分二一秒　八四・〇五九メートルの地点　六号
標柱六号から一二〇度四七分〇三秒　八・六三五メートルの地点　七号
標柱七号から八七度〇八分四四秒　五九・六五一メートルの地点　八号
標柱八号から八三度五六分〇三秒　五九・四七三メートルの地点　九号
標柱九号から六四度三九分一二秒　一六・八四五メートルの地点　十号
標柱十号から八八度一二分四八秒　四三・二二九メートルの地点　十一号
標柱十一号から九六度五一分一一秒　二六・八八二メートルの地点　十二号
標柱十二号から一一一度五一分二五秒　三三・三二二メートルの地点　十三号
標柱十三号から一一六度三二分四四秒　一一三・九四三メートルの地点　十四号
標柱十四号から一一八度四四分五一秒　一二〇・三四七メートルの地点　十五号
標柱十五号から一八八度二〇分〇七秒　三二・六七八メートルの地点　十六号
標柱十六号から二五五度一一分五七秒　一五・六五四メートルの地点　十七号
標柱十七号から二七六度〇五分五九秒　二八・五一五メートルの地点　十八号
標柱十八号から二九一度三五分〇五秒　三三・七三二メートルの地点　十九号
標柱十九号から二九六度一二分五六秒　一八・〇二五メートルの地点　二十号
標柱二十号から二〇九度〇八分三一秒　六・九二〇メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から二八五度〇〇分五四秒　三一三・三五四メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から二六九度五一分三七秒　一五・〇二六メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から二七一度五五分五二秒　二〇・四六一メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から二六一度四五分五六秒　一五・四〇一メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から二六五度四二分一六秒　一二二・二一九メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から二五六度一九分五六秒　六八・三一〇メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から二四六度四八分一三秒　二〇二・七六六メートルの地点　二十八号

○海上保安庁告示第二百五十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二十日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　橘港電発揚炭バース沖Ｂ灯標
位置　徳島県橘港（舟磯灯標の南西方約五・六キロメートル）
北緯　三三―五一―一三
東経　一三四―〇〇―〇一
変更した事項　高さ　平均水面上から構造物の頂部まで六・六メートル　平均水面上から灯火まで六・六メートル
記事　附属施設　レーダー反射器二　電源開発株式会社橘湾火力発電所管理
変更年月日　平成二十四年十月十五日
記事　一時名称等変更中のところ高さ及び記事変更のうえ復旧

名称　橘港電発揚炭バース沖Ｄ灯標
位置　徳島県橘港（舟磯灯標の南西方約四・九キロメートル）
北緯　三三―五一―二九
東経　一三四―〇〇―一九
変更した事項　名称　塗色及び構造
光度　二十一号
光達距離　明弧　削除
高さ　削除
記事　電源開発株式会社橘湾火力発電所管理
変更年月日　平成二十四年十月十五日
記事　一時変更

名称　岩見港東防波堤灯台
位置　兵庫県たつの市（岩見港東防波堤外端）
北緯　三四―四六―五〇
東経　一三四―三一―四〇
変更した事項　光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十四年十月十五日

○海上保安庁告示第二百六十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二十日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　沖之端灯標
位置　福岡県若津港（早津江川口西灯台の東南東方約三・四キロメートル）
北緯　三三―〇八―一一
東経　一三〇―二一―四一
変更した事項　光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
変更年月日　平成二十四年十月十六日

○海上保安庁告示第二百六十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二十日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　大間港大間原子力発電所工事Ａ灯浮標
位置　青森県大間港（大間港根田内西防波堤灯台の南方約一・三キロメートル）
北緯　四一―三一―〇五
東経　一四〇―五四―〇〇
変更した事項　光度　実効光度六〇カンデラ
光達距離　四・五海里
変更年月日　平成二十四年十月十七日

名称　大間港大間原子力発電所工事Ｃ灯浮標
位置　青森県大間港（大間港根田内西防波堤灯台の南南西方約一・八キロメートル）
北緯　四一―三〇―四八
東経　一四〇―五三―四八
変更した事項　光度　実効光度六〇カンデラ
光達距離　四・五海里
変更年月日　平成二十四年十月十七日